

天理市イチカプラス事業参加店募集要領

1. 趣旨

この要領は、天理市の電子地域通貨イチカにより、地元消費が地域の支援活動へと還元される仕組みを構築し、天理市における支え合いのまちづくりを支える事業（以下「イチカプラス」という。）に賛同し、参加する店舗を募集するにあたり、必要な事項について定めるものとする。

2. 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 参加店 イチカによる売上げの一部をイチカプラスに活用することを承諾し、イチカプラスに参加する店舗として市長に届け出て、その登録を受けた店舗をいう。
- (2) 支援先 子育て世帯、生活困窮者及び高齢者の支援等、地域の支え合い活動を担っている組織又は団体等であって、イチカプラスによる支援を希望する旨を市長に届け出て、その登録を受けた団体等をいう。
- (3) 利用者 イチカを利用する者又は利用しようとする者をいう。

3. 事業の概要

- (1) 事業の名称
イチカプラス
- (2) 事業の対象者
あらかじめ登録を受けた参加店及び支援先
- (3) 事業の期間
令和4年12月1日から当面の間
- (4) 促進事業の実施
市長は、イチカプラスの促進を図るため、あらかじめその期間を定めた上で、促進事業を実施することができる。

4. 参加店の要件等

(1) 参加資格

天理市電子地域通貨事業実施要綱の規定により加盟店として登録を受けた事業所又は店舗等（以下「加盟店」という。）であり、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ①登録期間において、イチカによる売上高に登録時に定めた割合を乗じた金額以上の額を支援先に支援することができること。
- ②登録後少なくとも1年間は、継続してイチカプラスの取組が可能であること。
- ③市町村税に滞納がないこと。
- ④民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(2) 参加店の責務

次に掲げる事項を遵守すること。

- ①のぼり・ステッカー等を用いて、参加店であることを利用者に周知すること。
- ②本要領、天理市電子地域通貨事業実施要綱及びその他本市の電子地域通貨に係る規約、マニュアル等を遵守すること。

(3) 個人情報の取扱い

次に掲げる事項を遵守すること。

- ①個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条に定義される意義を有するものとする。以下同じ。）を取り扱

う場合は、同法、天理市個人情報保護条例（平成15年天理市条例第40号）及びその他の関連法令に従って厳重に管理するとともに、これを本事業以外の目的に利用しないこと。

- ②個人情報を取得するときは、その利用目的を明確にし、その利用目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行うこと。
- ③本事業の履行及びイチカ使用取引により取得した個人情報（以下「本個人情報」という。）の取扱いに当たっては、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、適切な安全管理措置を講じること。
- ④本個人情報を本事業の履行又はイチカ使用取引の実施の目的に必要な範囲を超えて複写、複製、改変、加工等をしないこと。
- ⑤本個人情報の取扱い記録を作成し、市から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うこと。また、市は、参加店の個人情報の取得、取扱い又は管理状況を調査するため、参加店に事前に通知したうえで参加店の事務所等に立ち入ることができるものとし、この場合、参加店は、市の調査に協力すること。
- ⑥本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、直ちに市に書面にて報告するとともに、事故への対応等を市と協議し、市の指示に従って適切な措置を講じること。また、参加店は、発生した事故の再発防止策について検討し、その内容を市に対し書面にて報告するとともに、市と協議のうえ決定した再発防止策を参加店の責任と費用負担で講じること。
- ⑦本要領に違反し又は本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故が発生し、市が本人若しくは第三者から請求を受け、又は市と本人若しくは第三者との間で争訟が発生した場合は、参加店の責任及び費用負担をもってこれらに対処し解決すること。参加店は、本要領に違反し又は本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故により、市が損害を被ったときは、市に対して当該損害を賠償すること。

5. 支援の手順

参加店から支援先へのイチカプラスによる支援の手順については、当面の間、次のとおりとする。

- (1) 市長は、参加店に対し、イチカポイントの換金手続の完了後に、参加店登録時に定めた割合を当該換金額に乗じた額（以下「イチカプラス支援額」という。）を伝達する。
- (2) 参加店は、5.（1）のイチカプラス支援額又はイチカプラス支援額に任意の額を加えた金額（以下「イチカプラス支援額等」という。）の準備が整った段階で、イチカプラス支援額等を支援先の指定口座へ振込又は天理市役所へ直接持参するものとする。
- (3) 参加店は、イチカプラス支援額等を天理市役所へ直接持参する場合には、あらかじめ市担当者に持参する金額を連絡の上、その日程を調整するものとする。
- (4) 市長は、5.（2）及び5.（3）によるイチカプラス支援額等の收受を行った場合は、預り証を交付するものとする。
- (5) 市長は、参加店から預かったイチカプラス支援額等を支援先ごとに取りまとめ、一月ないし四半期に一回程度、支援先に対し、現金で手渡すものとする。
- (6) 支援先は、5.（5）によるイチカプラス支援額等を受け取った場合は、受領証を交付するものとする。
- (7) 5.（2）から5.（6）までの規定は、参加店が直接支援先に対し、イチカプラス支援額等を收受することを妨げるものではなく、市長は、参加店が滞りなくイチカプラスを実施できるよう、その実施方法について個別に相談に応じるものとする。
- (8) 参加店は、イチカプラスにより寄付をしたことを証する書類等の発行を希望する場合は、直接又は市担当課を通じて支援先にその旨を連絡するものとする。
- (9) 支援先は、5.（8）による申出を受けた場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(10) 市長は、参加店又は支援先からイチカプラス支援額等の収受の連絡を受けた際は、ウェブサイトへの掲載等、参加店のイチカプラスの取組について、広く市民に周知するものとする。

6. 促進事業

(1) 令和4年度

イチカプラス促進事業として、対象利用期間に参加店におけるアプリ決済額（全参加店における合計額）が5,000ポイントに達する毎に500ポイントのイチカを当該アプリ決済の利用者に付与する。

付与者	天理市
付与方法	対象となる利用者のアプリアカウントに直接付与
対象利用期間	令和4年12月1日から令和5年1月20日まで ただし、予算の範囲内において実施し、上限に達した時点で終了とする。
付与期日	令和5年2月1日頃
付与総額	1,000万円程度

(2) 令和5年度以降

成立予算に基づき事業を実施する。

7. 参加店の申請方法

イチカプラスへの参加を希望する加盟店は、本要領の内容に同意の上、天理市イチカプラス事業参加店申込書に必要事項を記入し、以下の市担当課まで持参又は郵送により提出すること。

【提出先】

〒632-8555

天理市川原城町605番地

天理市 市民総活躍推進課 宛（天理市役所4階）

連絡先：0743-63-1001（内線：513・514）

8. 承認取消等

申込み内容に虚偽若しくは不備が認められた場合又は天理市電子地域通貨事業実施要綱及び本要領に規定する内容に違反する行為が認められた場合は、市長は、参加店の承認を取り消すことができる。

9. その他の留意事項

- (1) 参加店は、本事業による寄附金控除を希望する場合には、必要書類等について支援先と直接又は市担当課を通じて調整を行うこと。
- (2) 参加店から支援先への振込手数料は、イチカプラス支援額等に含まないものとする。